

東京メトロ株式の売却について

財務省理財局
国有財産企画課政府出資室

政府保有株式の売却の考え方

- これまで、政府保有株式の売却の基本的な考え方として、「国民共有の貴重な財産であることに配慮しつつ、公正な価格及び方法により行うことが必要」とされている。
- 東京メトロ株式の売却においても、上記の考え方は踏襲されるものと考えられる。

日本郵政株式会社の株式の処分について
(平成26年6月5日財政制度等審議会答申)(抄)

2. 基本的考え方

日本郵政株式の処分に当たっては、基本的には以下のような考え方で取り組むことが適当である。

- (1) 日本郵政株式の売却については、国民共有の貴重な財産であることに配慮しつつ、公正な価格及び方法により行うことが必要である。
- (2) 可能な限り政府の売却する株式が特定の個人・法人に集中することなく、広く国民が所有できるよう、広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により行う必要がある。
- (3) 日本郵政の企業規模に鑑みれば、売却の実施に当たっては、政府において証券・金融市場の動向等に特段の配慮をして、売却時期、売却規模等については慎重に判断することが必要である。
- (4) 日本郵政においては、投資家保護等の観点から、上場企業にふさわしい一層の効率的経営に努めるとともに、事業内容等について、法令に基づく事項のほか、必要な情報の適切な開示を行うことが必要である。
- (5) (略)

<日本郵政株式会社のIPO（新規株式公開）スケジュール>

財政制度等審議会（国有財産分科会）

平成26年4月14日 日本郵政株式会社の株式の処分について(諮問)

↓

平成26年6月5日 日本郵政株式会社の株式の処分について(答申)

主幹事証券会社の選定手続

平成26年8月7日 選定手続の開始

平成26年10月1日 主幹事証券会社の決定

売出し準備

平成27年9月10日 ローンチ

平成27年10月7日 仮条件価格の決定

平成27年10月26日 売出価格の決定

上場

平成27年11月4日

市場関係者からの意見

- 市場関係者からの意見では、東京メトロ株式の売却に当たり、以下について留意することが重要であると指摘されている。
 - ・ 公正な価格及び方法により売却するためには、国と東京都が同時・同率、できる限り高率で売却すること。
 - ・ 複数の売出人による売却となるため、円滑に売却手続を進めるためには、共同で主幹事証券会社の選定を実施すること。
 - ・ 不確定要素はディスカウント要因となることから、東京メトロの経営上のリスク（新線建設、都営地下鉄との経営の一元化）については、上場前にその方向性を明確に示し、投資家の不安材料を可能な限り排除すること。

<東京地下鉄株式会社有価証券報告書（2020年3月期）（抄）>

2【事業等のリスク】

（3）当社グループの経営に関連するリスク

⑥ 都営地下鉄との一元化について

（中略）

他方、都営地下鉄については、公営企業という組織形態や累積欠損を抱えていること等を考慮すると、当社との経営の一元化を図るために解決されなければならない多くの問題が残されており、仮に経営の一元化を実施する場合においても、相当程度の時間を要することが想定されます。また、経営の一元化を実施する場合には、都営地下鉄の経営状況の改善や当社の企業価値向上が図られることが基本と考えますが、経営の一元化の具体的な内容によっては、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新線建設について

営団を廃止し、株式会社である当社を設立して民営化していくという国及び東京都の方針は、営団の設立目的である「地下鉄網の整備」に目途が立ったことから決定されたものであるという経緯も勘案し、当社は、2008年6月14日に開業した副都心線を最後として、今後は新線建設を行わない方針です。

なお、今後新線建設に対する協力を求められる場合には、当社は都市鉄道ネットワークの一部を構成する事業者としての立場から、「当社の経営に悪影響を及ぼさない範囲内において行う」という方針で対応していきたいと考えています。

（以下略）